

総務省告示第千二百九十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三第一項第二号八及び二、第四十九条の六の四第一項第二号八、二及びホ、第四十九条の六の五第一項第二号ロ、八及び二、第四十九条の六の六第一項第二号ロ及びハ並びに別表第三号の17(2)の規定に基づき、符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

なお、平成十四年総務省告示第三百四十五号（符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）は、平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十一月二十五日

総務大臣 竹中 平蔵

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携

帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種別	周波数	不要発射の強度の許容値
基地局	八三二 MHz を超え 八三四 MHz 以下、 八三八 MHz を超え 八四六 MHz 以下及 び八六〇 MHz を超 え八九五 MHz 以下	1 離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が七五〇 kHz 以上一・九八 MHz 未満の周波数帯任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力よ

	<p>八一〇 MHz を超え 八六〇 MHz 以下（ 八三二 MHz を超え 八三四 MHz 以下及 び八三八 MHz を超 え八四六 MHz 以下 を除く。）</p>
<p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が五〇マイクロ ワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上 低い値</p>	<p>1 離調周波数が一・九八 MHz 未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワ ット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワ ット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低 い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロ</p>

	<p>八〇 MHz 以下及び八九五 MHz を超えるもの</p>	<p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>
--	----------------------------------	---

陸上移動局

<p>八一五 MHz を超え 八五〇 MHz 以下、 八八七 MHz を超え 八八九 MHz 以下、 八九三 MHz を超え 九〇一 MHz 以下及 び九一五 MHz を超 え九二五 MHz 以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一・九八 MHz 未満の周波数帯 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より四 ニデシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロ ワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力よ り五四デシベル以上低い値</p>
<p>八八五 MHz を超え 九五八 MHz 以下（ 八八七 MHz を超え 八八九 MHz 以下、 八九三 MHz を超え 九〇一 MHz 以下及</p>	<p>1 離調周波数が一・九八 MHz 未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワ ット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二・五マイクロ</p>

<p>もの 五八MHzを超える 除く。）及び九 八五〇MHz以下を 八一五MHzを超え 八八五MHz以下（</p>	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロ</p>
<p>び九一五MHzを超え 九二五MHz以下 を除く。）</p>	<p>2 低い値 ワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値 上低い値</p>

2

符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の隣接チャネル漏えい電力の値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	八三二MHzを超え	1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯
	八三四MHz以下、	任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
	八三八MHzを超え	2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯
	八四六MHz以下及	2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯

ワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値

2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯

(1) 空中線電力が二五ワット以下の送信装置
任意の一MHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値

(2) 空中線電力が二五ワットを超える送信装置
任意の一MHzの帯域幅の平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値

び八六〇 MHz を超え え八九五 MHz 以下	
八〇〇 MHz を超え 八六〇 MHz 以下（ 八三二 MHz を超え 八三四 MHz 以下及 び八三八 MHz を超	1 離調周波数が一・九八 MHz 未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置
(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値 (3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値	

陸上移動局	
え八四六MHz以下を除く。)	八・五MHzを超え、 八・五〇MHz以下、 八・八七MHzを超え、 八・八九MHz以下、 八・九三MHzを超え
<p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>

<p>九〇一 MHz 以下及 び九一五 MHz を超 え九二五 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロ ワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力よ り五四デシベル以上低い値</p>
<p>八八五 MHz を超え 九五八 MHz 以下（ 八八七 MHz を超え 八八九 MHz 以下、 八九三 MHz を超え 九〇一 MHz 以下及 び九一五 MHz を超 え九二五 MHz 以下 を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一・九八 MHz 未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワ ット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二・五マイクロ ワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上 低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロ</p>

3 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。

(2) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては毎秒三・〇七二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては毎秒一・八四三二メガビット以下であること。

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九

ワット以下の値

(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置

任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値

二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が每秒三・八四メガチツ

プの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一〇

MHz未満	○ kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(・)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
離調周波数 二、五〇〇kHz以上三・五MHz未満	不要発射の強度の許容値 任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)五〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値又は任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値

イ 陸上移動局の送信装置

	<p>- [33.5 + 15 × (f - 2.5)] デシベル</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>三・五 MHz 以上七・五 MHz 未満</p>	<p>任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (-) 五〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値又は任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> <p>- [33.5 + 1 × (f - 3.5)] デシベル</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz 以上八・五 MHz 未満</p>	<p>任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (-) 五〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値又は任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より次の式により求められる値だけ低い値</p> <p>- [37.5 + 10 × (f - 7.5)] デシベル</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差</p>

八・五MHz以上一・五MHz未満	の周波数(単位MHz)とする。
任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値	任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値
一二・五MHz以上(八一五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値
	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)(の周波数帯においては、任意の

	<p>一 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・</p>
<p>一二・五 MHz 以上 (一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	

<p>八四 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 六〇デシ</p>
--	--	--	---	---

	<p>ベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上（一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。）</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数帯においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅に</p>

<p>おける平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）七九デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八〇五MHz以上一、八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（・）三〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百</p>
--	---	--	---

(2)

装置

の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が、空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、二五〇kHzを超え一	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)九デシベル(

七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一MHzの帯域幅における平均電力が(・)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>、九八〇kHz以下</p>	<p>一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下かつ、空中線電力より四五デシベル以上低い値</p>
<p>一、九八〇kHzを超え二、二五〇kHz以下</p>	<p>1 空中線電力が二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 未満の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値</p> <p>2 空中線電力が二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以上三三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 未満の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)二二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>3 空中線電力が三三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以上の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五五デシベル以上低い値</p>
<p>二、二五〇kHzを超える</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯</p>

もの

域幅における平均電力が（・）一三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）一三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）一三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（・）一三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）四一デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値

イ 陸上移動局の送信装置

拡散符 号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
毎秒一 ・二二 八八メ ガチツ	一、二五〇 kHzを超え一 、九八〇kHz 以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(・)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
プ	一、九八〇 kHzを超え四 MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が(・)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
るもの	四MHzを超え	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)

二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)

<p>シベルとする。) 以下の値</p> <p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (-) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (-) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (-) 六〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (-) 三〇デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>
--	--	---	---

	毎秒三 ・ 六八 六四メ ガチッ プ	
	二、五〇〇 kHzを超え二 、七〇〇 kHz 以下	二、七〇〇 kHzを超え三 ・ 五 MHz以下
一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯において は、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（・）六〇デ シベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯において は、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）四一デシ ベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意 の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が（・）六〇デシベル（ 一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）一四デシベル（ 一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が、次の式により求めら れる値以下の値 $- [14 + 15 \times (f - 2.7)] \text{ デシベル (1ミリワットを0}$	

	<p>デシベルとする。)</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄り端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>三・五 MHz を 超え七・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>- [13+1 × (f - 3.5)] デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を 超え八・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が、次の式により求められる値以下の値</p> <p>- [17+10 × (f - 7.5)] デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>八・五 MHz を</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が () 二七デシベル ()</p>

<p>超え一二・五MHz以下</p>	<p>ミリワットを○デシベルとする。()以下の値</p>
<p>一二・五MHzを超えるもの</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が()三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。()以下の値</p> <p>一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が()三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。()以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九五MHz以下を除く()の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする()以下の値</p> <p>八六〇MHz以上八九五MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が()六〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。()以下の値</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四四・九MHz以上一、</p>

(3)

一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波

当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

		<p>八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--	--	--

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値
一、二五〇kHzを超え一、四五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、四五〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [13 + 17 \times (f - 1.45)] \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)}$ <p>fは、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
二、二五〇kHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

イ 陸上移動局の送信装置

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
<p>毎秒一・二二</p>	<p>一、二五〇kHzを超え一</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一・二三MHzの帯域幅における平均電力が</p>
<p>シベルとする。) 以下の値</p> <p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (・) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満 (一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (・) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (・) 四一デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p>		

八八メ ガチツ プ	、九八〇 kHz 以下	カが (・) 五四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値
一、九八〇 kHz を超え二、二五〇 kHz 以下	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より五〇デシベル以上低い値又は任意の一・二三 MHz の帯域幅における平均電力が (・) 五四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値	
二、二五〇 kHz を超え四 MHz 以下	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $- [13 + 1 \times (f - 2.25)] \text{ デシベル (1 ミリワットを } 0 \text{ デシベルとする。)}$ f は、搬送波の周波数から測定帯域の最端の端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。	
四 MHz を超えるもの	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (・) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値 一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては任意の一〇 kHz の帯	

<p>域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九二五MHz以上九六〇MHz以下を除く。 ）。の周波数帯においては任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>九二五MHz以上九三五MHz以下の周波数においては、九二五MHz以上九三五MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数五十一波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>九三五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数帯においては、九三五・二MHz以上九六〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数百二十五波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）七九デシベル（一ミ</p>
---	--	---	--

<p>リワットを○デシベルとする。) 以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下及び一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)三〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)七一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一MHzの帯域幅における平均電力が(・)三〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値</p>
--	---	--

	<p>毎秒三 ・六八 六四メ ガチツ</p>	<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>プ</p>	<p>二、五〇〇 kHzを超え二 七〇〇kHz 以下</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>三・五MHzを</p>	<p>二、七〇〇 kHzを超え三 五MHz以下 (三・〇八 MHzを除く。)</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [14 + 15 \times (f - 2.7)] \text{ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)}$ <p>fは、搬送波の周波数から測定帯域の範囲の中心の周波数の周波数(単位MHz)とする。</p>
	<p>三・〇八MHz</p>	<p>三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デシベル以上低い値</p>

<p>超え七・五 MHz 以下</p>	<p>値以下の値</p> <p>- [13+1×(f - 3.5)] デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄り端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え八・五 MHz 以下 (八・〇八 MHz を除く。)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>- [17+10×(f - 7.5)] デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。)</p> <p>f は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位MHz) とする。</p>
<p>八・〇八 MHz</p>	<p>三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値</p>
<p>八・五 MHz を超え一二・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (・) 二七デシベル (一ミリワットを0デシベルとする。) 以下の値</p>

一二・五 MHz
を超えるもの

九 kHz 以上一五〇 kHz 未満の周波数帯においては、任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満の周波数帯においては、任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（九二五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の周波数帯においては、九二五 MHz 以上九三五 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数五十一波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ）六七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該五十一波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（ - ）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）

<p>以下の値</p> <p>九三五 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数帯においては、九三五・二 MHz 以上九六〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数百二十五波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）七九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該百二十五波の周波数のうち任意の五波については、一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（・）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）七一デ</p>
---	---

	<p>シベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一MHzの帯域幅における平均電力が（・）三〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値</p> <p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（・）四一デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の値</p>

2 八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

無線局の種類	隣接チャネル漏えい電力の許容値
基地局	<p>離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値</p>
陸上移動局	<p>離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線</p>

電力より三二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) 拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値及び隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 拡散符号速度が一の搬送波当たり每秒一・二二八八メガチップの基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、搬送波の数が一のものにあつては希望波から(±)一・二五MHz、搬送波の数が三のものにあつては希望波から(±)三・七五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値以下であること。

4 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) 拡散符号速度が三・八四メガチップの無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては毎秒一四メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては毎秒二メガビット以下であること。

(2) 一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

イ 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

回線交換方式においては、毎秒六四キロビット以下であること。また、パケット通信方式においては、毎秒一四四キロビット（搬送波の数が三のものにあつては、毎秒三八四キロビット）以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット以下であること。

ロ 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

第一項第三号(2)の規定を適用する。

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、時分割・符号分割多元接続方

式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(八一五MHz以上八五〇MHz以下、八六〇MHz以上八九五MHz以下、一、七四九	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下の値

<p>・九MHz以上一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)</p>	
<p>八一五MHz以上八五〇MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(・)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下及び二</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	
一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（・）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く。）	離調周波数が一二・五 MHz 以上の周波数帯において、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が（・）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(2)

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
--------------------------	---

拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
満	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(八一五MHz以上八五〇MHz以下、八六〇MHz以上八九五MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九	

<p>MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	
<p>八一五MHz以上八五〇MHz以下、一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（-）四三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九五MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（-）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

MHz以下	
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値
イ 陸上移動局の送信装置	
周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。)	離調周波数が四MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(・)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下)の値
一、八八四・五MHz以上一、	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(・)四一デ

九一九・六MHz以下

シベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

2 隣接チャネル漏えい電力の許容値は次のとおりとする。

(1) 拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五四・二デシベル以上低い値

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 拡散符号速度が每秒一・二八メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

離調周波数が一・六MHzのときの一・二八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三

九・二デシベル以上低い値であり、かつ、離調周波数が三・二MHzのときの一・二八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値

イ 陸上移動局の送信装置

離調周波数が一・六MHzのときの一・二八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)

以下の値であり、かつ、離調周波数が三・二MHzのときの一・二八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二・二デシベル以上低い値又は(・)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)

3 送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(1) 拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値及び隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ 陸上移動局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)5MHz及び(±)10MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より40デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、希望波から(±)5MHz離れた周波数において希望波の定格出力より31デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)10MHz離れた周波数において希望波の定格出力より41デシベル以上低い値であること。

(2) 拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップの基地局の送信装置

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)1.6MHz、(±)3.2MHz及び(±)4.8MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より30デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、不要発射の強度の許容値及び隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。